



【特別の教科道徳について】

学習指導要領というものをご存じでしょうか。学習指導要領とは、文部科学省が告示する初等教育および中等教育における教育課程の基準です。もっと分かりやすく言うなら、学校で学習することの大本になるきまりを示したものです。この学習指導要領が、小学校は H32 に、中学校は H33 に改訂されます。これに先だって、H30 よりこれまで「道徳」と言われていたものが、「特別の教科道徳」として小学校では行われるようになりました（中学校は H31 から）。この「特別の教科道徳」がこれまでの「道徳」とどのようにちがうのかということについて少しお話をさせていただきます。

一番の大きな変更点は、道徳が国語や算数と同じように**教科**になったということです。教科になれば何が起きてくるかということ、まず教科書の採択が行われ、**教科書**を使って学習をするようになります。これまで「道徳」の時間に使っていたものは、副読本と呼ばれるもので教科書ではありません。次に、他の教科と同じように、学習したことについての**評価**が行われます。つまり、道徳の教科化により、小学校では今年度より、**教科書を使って学習が行われ、その学習の様子について評価が行われる**ということです。なぜ、そのような変更が行われたかについては、理由は様々にありますが、一番大きいのはいじめ問題への対応ということです。もちろん、「特別の教科道徳」で学び培う力が、子供たちにとって未来を生きるためになくてはならない力であると認められているからこそでもあります。

次に、雲雀丘小学校で行う「特別の教科道徳」の評価とその示し方についてお話をします。

雲雀丘小学校では、各教科の評価（通知表「のびゆく ひばりっ子」）を観点ごとに◎○△で示しています。しかしながら、「特別の教科道徳」ではこの評価を用いません。なぜなら、道徳という教科が数値による評価になじまないからです。個人の道徳心を単純に数値化することは不可能だからということもあります。

では、どのように評価していくのか。それは、子供たち

の授業における学習状況や道徳性に係る成長の様子を、他者との比較ではなく個別に記述式で評価していくという方法をとります。一人一人の子供の授業における突出したよさを認めたり、授業における進歩の状況を認めたりする評価となります。ここで気をつけなければならないのは、「特別の教科道徳」の評価は、あくまで**授業における子供たちの様子についての評価**であるということです。つまり、学校生活等においての実際の**行動に対する評価は含まれていない**ということです。極端な話をすれば、「特別の教科道徳」では「親切、思いやり」について素晴らしいという評価であったのに、行動の様子では△がつくということもあり得るということです。少し奇異に感じられるかもしれませんが、「一生懸命考え、こうあるべきだ、こうしたいと願う気持ち」と「実際の行動」とは必ずしも一致しないということです。「特別の教科道徳」の評価は、授業における子供たちのがんばりを認める評価であるということを理解していただければと思います。

なお、**雲雀丘小学校では「特別の教科道徳」の評価を、通知表の総合所見欄に記述式で書き込みます**。総合所見ですので、その他の評価との併記という形になります。2学期もしくは3学期の総合所見欄に記述をしていきますのでご確認いただければと思います。毎学期記述をしないのは、これまで述べた「特別の教科道徳」の特質を鑑みた結果ですので、どうかご理解ください。

「特別の教科道徳」を通して、学校教育目標にある子供たちの豊かな心を育みたいと強く願うところです。



〈1年生の教科書とノート〉